１　補助金交付対象団体

　①NPO法人（町内9団体）

　②地域づくり組織（町内29行政組織）

　③特定非営利活動推進法第２条第１項別表に規定する活動を行う団体

|  |
| --- |
| 一　保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 二　社会教育の推進を図る活動 |
| 三　まちづくりの推進を図る活動 |
| 四　観光の振興を図る活動 |
| 五　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 六　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 七　環境の保全を図る活動 |
| 八　災害救援活動 |
| 九　地域安全活動 |
| 十　人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 十一　国際協力の活動 |
| 十二　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 十三　子どもの健全育成を図る活動 |
| 十四　情報化社会の発展を図る活動 |
| 十五　科学技術の振興を図る活動 |
| 十六　経済活動の活性化を図る活動 |
| 十七　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 十八　消費者の保護を図る活動 |
| 十九　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 二十　西和賀町の地域ならではの資源及び人材を生かし、地域の活力及び魅力を創造する活動 |

２　団体要件

　・町内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること

・会計処理が適切に行われていること

・法人格の有無に関わらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを備えていること

・直近３年分以上の事業活動や決算・財務の情報を開示している又は開示を可能としていること

・法人格のない団体の場合は、３名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること

・団体設立時に公的機関による出資等を受けていないこと

・法別表に掲げる活動その他社会貢献を行う非営利活動団体であること

・NPO法人の場合には、法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること

・団体の役員等が暴力団、暴力団員等に該当しないこと

・町税を滞納していないこと

３　活動要件

・町の施策と整合する活動を行っていること

・公共性・公益性の高い地域づくり活動を行っていること

・町内で概ね１年以上の継続的な活動実績があること

・町内に在住し、活動するものが１人以上いること

（法人格を有する団体の場合はこの限りではない）

・法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと

・活動の目的が、宗教的、政治的なものでないこと